

新型コロナウイルス感染症による出席停止に係る「治ゆ報告書」の提出について

新型コロナウイルス感染症による出席停止の解除は、保護者から提出いただく「治ゆ報告書」により判断します。この「治ゆ報告書」は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありませんので、裏面をよく読んで記入のうえ、学校に提出いただきますようお願いいたします。

<出席停止について>

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により出席停止となります。（その間は、休んでも欠席日数には含まれません。）

出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

【保護者記入欄】

砺波市立庄川中学校長 様

「新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書」

年 組 番 児童・生徒氏名

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと）を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 発症日 : 月 日 ()
(発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)
- 2 受診日・受診医療機関 : 月 日 () 医療機関名
(受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)
- 3 症状が軽快した日 : 月 日 ()
(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)
- 4 学校を休んだ期間 : 月 日 () ~ 月 日 ()

令和 年 月 日 保護者氏名

※ 発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、マスクの着用をお願いします。

※ 裏面（「新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書作成のために」）もご覧ください。

<新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書作成のために>

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」となります。その間は、休んでも欠席日数には含まれません。出席停止の期間は、次の通りです。
(※ 最低でも5日間は、出席停止となります。)

<新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準>
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

2 「発症した後5日」の数え方

発熱、のどの痛み、咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、0日目となります。下記「**新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表**」にてご確認ください。

3 「症状が軽快」の解釈について

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。

4 無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（0日目）から5日を経過するまで出席停止となります。

5 再登校に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症は、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるとされています。療養後再登校する際は、周りの方への配慮として、マスクの着用をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

	発症日	発 症 後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に症状が軽快した場合	発 症	症状軽快	症状軽快後1日	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止						登校可能
発症後2日目に症状が軽快した場合	発 症		症状軽快	症状軽快後1日	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止						登校可能
発症後3日目に症状が軽快した場合	発 症			症状軽快	症状軽快後1日	発症後5日目		
		出席停止						登校可能
発症後4日目に症状が軽快した場合	発 症				症状軽快	症状軽快後1日		
		出席停止						登校可能
発症後5日目に症状が軽快した場合	発 症					症状軽快	症状軽快後1日	
		出席停止						

◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。

◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。